

相続税の申告にあたっての注意すべき事項

1. 申告期限(10ヶ月以内)を厳守

相続税の申告は、相続の開始(被相続人の死亡)から10ヶ月以内に行う必要があります。この期限を過ぎると、延滞税や加算税が課される可能性があります。相続財産の調査や評価に時間がかかることもあるため、早めの準備が必要。

2. 遺産分割協議がまとまらなくても申告が必要

遺産分割が10ヶ月以内にまとまらない場合でも、相続税の申告は期限内に行わなければなりません。この場合、未分割の状態でも相続税を仮に計算して申告し、後に分割が完了したら修正申告を行うことができます。ただし、未分割のままでは適用できない控除(小規模宅地等の特例など)があるため注意が必要。

3. 財産評価の正確性

相続財産の評価は相続税額に直結するため、正確な評価が求められます。不動産や株式など、評価が複雑な財産については、財産評価が過小であると、後に追徴課税が発生するリスクがある。⇒「評価が困難な場合等」は、専門家に依頼することも検討。

4. 相続税の控除や特例の活用

相続税には、いくつかの控除や特例がある。これらを適用することで、相続税額を大幅に軽減できる場合があります。たとえば、以下のような特例や控除がある。

- **基礎控除**

「3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数」で計算されます。この基礎控除を超えた財産に対して、相続税が課税される。

(例:) 法定相続人が3人で、相続財産が5,000万円の場合:

基礎控除額は、3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

相続財産 5,000万円 > 基礎控除額 4,800万円 ⇒ 200万円に対して相続税がかかることになります。

- **配偶者控除**

配偶者が相続する場合、法定相続分が、1億6,000万円までのどちらか高い方が非課税となります。

- **小規模宅地等の特例**

被相続人の居住用宅地や事業用宅地については、特定の条件を満たせば評価額を最大80%減額することができる。

5. 申告もれの財産や見落としに注意

財産の一部を見落とししたり、意図的に申告しなかったりすると、後で税務調査によって発覚した際に重加算税や追徴課税が発生するリスクがある。よって、預金、不動産、株式、生命保険、退職金など、全ての財産を漏れなく確認し、申告することが重要。⇒「無申告加算税(自主5% 税務調査後15%~20%)」、「重加算税(40%)」さらに「延滞税」、課せられる。

6. 相続放棄の検討

相続税の申告を行う前に、相続人が財産だけでなく借金などの負債も引き継ぐことを考慮する必要があります。

借金が多い場合、限定承認、相続放棄をする選択肢も検討⇒いずれも家庭裁判所に対して相続開始から3ヶ月以内に申し出る必要あり。なお、限定承認は、相続人全員が合意して共同で行う必要がある。(単純承認・・・相続財産を処分 何もせず3か月経過)

7. 納税資金の確保

- ・相続税は現金一括で納付することが原則です。

- ・不動産などの資産が多い場合、相続税の支払いのために現金が不足することがあります。このような場合、物納(不動産などを税として納める方法)又は延納(分割での支払い)が可能かどうかを検討する必要があります。⇒条件が厳しいため、事前の対策が必要。

8. 税務調査に備える

税務署は相続税申告後に税務調査を行うことがあります。特に、財産の内容や評価に不自然な点がある場合、重点的に調査される可能性あり。⇒正確な申告を行い、万が一の調査に備えることが大切。

以上のような注意点を踏まえて、相続税の申告手続きを進める。なお、お仕事で多忙等により自身で作成手続等が困難な場合は、専門家(税理士や弁護士)への依頼を検討していただきたいと思います。